

平成16年(モ)第7971号 文書提出命令申立事件

申立人 シャムスリ外8396名

被申立人 国、国際協力銀行

意見書 (2)

2004年11月1日

東京地方裁判所第49民事部 御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 小島延夫

弁護士 沙々木睦

弁護士 島村美樹

弁護士 松浦由加子

弁護士 古川美

弁護士 幸長裕美

記

- 1 本件文書提出命令で、提出を求めている「討議の記録」の所持者について、以下の通り申立人らの意見を述べる。
- 2 文書の提出義務を負う文書の「所持者」とは、文書の「保管者」とは同義ではなく、原則として権利義務の主体たる人または法人を指すと解されている。したがって、国または地方公共団体を当事者とする民事訴訟あるいは国家賠償請求訴訟においても、原則として権利義務の主体である国または地方公共団体を文書の「所持者」とすべきであって、当該文書を保管する内部機関を「所持者」とすべきではない（東京高裁平成10年7月7日第10民事部決定・判例タイムズ1016号245頁、基本法コンメンタール新民事訴訟法2〔第2版〕208頁）。

したがって、本件においても、「討議の記録」の所持者は、本件申立書記載の通り、「被告日本国」とであると解される。
- 3 意見聴取をする監督官庁（民事訴訟法223条3項）については、文書に記載された職務上の秘密に関する事項を所掌している所轄庁の長等をいうと解されている（上記基本法コンメンタール217頁）。

本件において、「討議の記録」の所轄庁は、外務省であると思料する。

以 上